

1 昭和三八年二月十五日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第10号

(毎週火、金曜日発行、但し毎月二十日と三月三十日は翌日)

鳥取県公報

鳥取県告示第五十五号

療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び
国民健康保険薬剤師の登録に関する省令(昭和三十三年
厚生省令第五十四号)第五条第一項第二号による療養取
扱機関の届出の変更があった旨、所在地の都道府県知事
より通知があつた。

昭和三十八年二月十五日

鳥取県知事 石破二朗

告 示

◆告示 目次

- ・療養取扱機関の届出の変更
- ・療養取扱機関の申出の辞退等
- ・療養取扱機関の辞退
- ・保健医の登録の消除

〔所在地変更(所在地名変更を含む。)

療養取扱機関名 新変更

大阪府

羽田歯科医院

柳生

稻本

塚本

枚方市大字岡本町一三〇

八尾市北本町二十一八

本町三十七九

山本二七八

枚方市大字岡三〇

八尾市北本町二十一八

八尾七五

山本二八一八

内容

変更年月日 昭和三七、九、一

植野歯科診療所

千葉県

増田歯科診療所

松戸市常盤平二丁目一一 松戸市金ヶ作八四の三 昭和三七、九、一九

「名称変更

和歌山県

医療法人恒生会菱川病院

菱川病院 紀三井寺診療所 和歌山市小松原通り二下目 昭和三七、七、一

附属紀三井寺診療所

菱川病院 附屬紀三井寺診療所 加太五〇六 和歌山市小松原通り二下目 昭和三七、七、一

太地国保病院

太地町国保直営太地診療所 和歌山県東牟婁郡太地町太地 昭和三六、一一、一七

田中診療所

田中医院 田中医院 加太五〇六 和歌山市小松原通り二下目 昭和三七、七、一

鳥取県告示第五十六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第三十七条第五項の規定により、本県内の保険者及び保険者に係る被保険者の療養取扱機関となる旨の申出をした次の療養取扱機関が同法第四十七条第一項の規定による申出の受理の取消、辞退又は撤回によつて療養取扱機関でなくなつた旨、所在地の都道府県知事から通知があつた。

昭和三十八年二月十五日

鳥取県知事 石破二朗

療養取扱機関名 所 在 地

取消、辞退又は撤回により療養取扱機関でなくなつた年月日

福田耳鼻咽喉科外科医院

川口市大字芝字宮根五、三四七 昭三六、一〇、二八

芝歯科医院

川口市大字芝字宮根五、三四七 三七、四、一六

佐瀬整形外科病院

飯能市川寺二三三 八、一

黒川医院

所沢市緑町三の二一公団住宅一五七の五 九、一

東京都北区中里町五九

昭三七、八、二三

岡田医院

北佐久郡望月町協和 昭三七、八、三一

木暮

南安曇郡三郷村温五〇九 九、三〇

矢島歯科医院

豊科町四、七九一 七、一

高橋

穂高町四、三三六 一〇、九

横田

飯山市飯山一、一四八 九、二四

上条

茅野市ちの三、五六四 一〇、一五

和歌山住友病院

和歌山市古屋四三五 昭三七、九、一

